

都島区魅力フォトコンテスト2026開催業務委託  
公募型プロポーザル募集要項

令和8年5月

大阪市

## 1 業務名称

都島区魅力フォトコンテスト 2026 開催業務委託

## 2 業務内容に関する事項

### (1) 事業目的

都島区役所は、令和7年度に「都島区魅力フォトコンテスト」を実施し、区民等とともに都島区の恵まれた自然環境・景観の美しさや魅力を発見・記録・共有した。

<https://www.city.osaka.lg.jp/miyakojima/page/0000656728.html>

都島区に住み、働き、学び、遊ぶ方々が写真を撮ることで都島区の魅力を発見・共有し、また、その写真を見て新たな都島区の魅力を知ることによって愛着が醸成されることを期待し、令和8年度に子どもから大人までさらに多くの区民や都島区を訪れる方々が気軽に参加できる都島区魅力フォトコンテスト 2026 を開催する。

なお、本企画提案は、斬新なアイデアがあり、より多くの方に参加いただき、都島区の魅力を発信するコンテストとするため、民間事業者から広く企画提案を募集し、豊富な経験や知識と優れた技術を有した業務受注者（以下「受注者」という。）を選定するものである。

### (2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

### (3) 事業経費（契約上限額）

金 1,262,400 円（消費税等含む）

### (4) 契約期間

契約日～令和9年3月31日

### (5) 履行場所

本市指定場所

### (6) 費用分担

受注者が本業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

## 3 契約に関する事項

### (1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

また、発注者は契約締結後においても受注者が本提案における失格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

### (2) 契約書案

別紙「業務委託契約書（成果物型）」参照

### (3) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

(4) 委託料の支払い

発注者の検査を経て、経費を確定した後、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

#### 4 公募型プロポーザル参加資格

公募型プロポーザル参加申出時において、次に掲げる条件の全てに該当し、大阪市都島区長がその資格を認めた者は、本案件についての公募型プロポーザルに参加することができる。(ただし、(3)、(4)については、いずれか一方に該当する者とする。)

(1) 法人格を有すること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿(委託)に承認種目「04 映画等制作・広告・催事、印刷(大分類) 03 催事(中分類)」で登録していること。

(4) 令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿(委託)に登録されていない者については、令和8年1月1日現在、引き続いて1年以上営業を行っており、かつ納税義務者にあつては、直近2箇年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税(土地・家屋、償却資産)を完納していること。

(5) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

(6) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

(7) 参加申出される法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと。

(8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした事業者でないこと。また、特定の公職者(候補者を含む)または政党を推薦、支持、反対することを目的とした事業者でないこと。

(9) 公共の福祉に反する活動をしていないこと。

(10) 適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。

(11) 上記(1)から(10)の条件を満たす事業者同士(ただし(3)(4)についてはいずれか一方を満たすこと)の共同体での申請は、以下の要件をすべて満たしているときに限り可能とする。

ア 全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つ共同体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。

イ 参加申出書類提出後、代表者及び共同体を構成する事業者(構成員)の変更は認めない。

ウ 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

エ 参加申出書類提出時に共同体の協定書(様式自由)の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれ事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

オ 単独で応募した事業者は、共同体の構成員となることはできない。

カ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

## 5 スケジュール

- ・ 公募開始 令和8年5月27日（水曜日）
- ・ 質問受付締切 令和8年6月8日（月曜日）
- ・ 質問に対する回答 令和8年6月15日（月曜日）
- ・ 参加申出関係書類の提出期限 令和8年6月19日（金曜日）
- ・ 参加資格決定通知 令和8年6月24日（水曜日）
- ・ 企画提案書の提出期限 令和8年7月3日（金曜日）
- ・ 選定委員会開催 令和8年7月中旬（予定）
- ・ 選定結果通知 選定委員会終了後、速やかに文書で通知

## 6 応募手続き等に関する事項

### (1) 質問の受付

- ア 質問の受付は、公募開始から令和8年6月8日（月曜日）午後5時30分までとする。締切以降の質問については受け付けない。
- イ 提出方法は、別紙【様式1】に記載し、メールアドレス：tb0010@city.osaka.lg.jp までメールにより提出すること。（送信後に必ず電話にて連絡すること。）
- ウ 質問に対する回答は、令和8年6月15日（月曜日）に本市ホームページに掲載する。なお、質問がない場合は掲載しない。  
また、ホームページに掲載した回答に対する再質問は受け付けないものとする。

### (2) 参加申出手続き

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「申出者」という。）は、令和8年6月15日（月曜日）から令和8年6月19日（金曜日）までの土日祝を除く、午前9時～午後5時30分の間に次の書類を「8（2）提出先」に提出しなければならない。

- ア 公募型プロポーザル参加申出書兼誓約書【様式2】
- イ 事業者の概要【様式3】
- ウ 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料（様式自由）
- エ 登記簿謄本又は登記事項全部証明書（提出日前3箇月以内に発行されたもの、最新の情報を反映したもの：写し可）
- オ 印鑑証明書（提出日前3箇月以内に発行されたもの：写し不可）
- カ 使用印鑑届【様式4】
- キ 誓約書【様式5】
- ク 過去2か年の税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日前3か月以内に発行のもの、写し可）（税務署の様式その3又はその3の3様式[法人]）  
※非課税の場合は、その旨を記載した理由書を添付のこと。（様式は任意）
- ケ 最近2か年の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書（提出日前3か月以内に発行のもの、写し可）  
※非課税の場合は、その旨を記載した理由書を添付のこと。（様式は任意）

コ 委任状（共同体で申請する場合のみ）【様式 6】

サ 協定書（共同体で申請する場合のみ。様式自由）

※なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されている申出者については、上記エ～カを省略できるものとする。

(3) 参加資格決定の通知

審査の結果、参加資格があると認められた申出者（以下「参加者」という。）に対しては、令和 8 年 6 月 24 日（水曜日）付で電話連絡のうえメールにて参加資格決定通知書を交付する。参加資格が認められなかった申出者に対しては、その理由を付した通知書をメールにて交付する。

(4) 企画提案書の提出

ア 参加者が提出できる企画提案書は 1 種類のみとする。

イ 提出書類

① 企画提案書表紙【様式 7】

② 企画提案概要

・業務趣旨（本業務に対する考え方、実施方針）、業務内容、提案のセールスポイント、実施スケジュールを具体的に記載すること。

※様式は自由。合わせて A4 サイズ 10 枚もしくは A3 サイズ 5 枚でまとめること。（それぞれの枚数の配分は自由であるが、いずれかに極端に偏らないよう留意すること）

※文字のサイズは、本文は 10.5 ポイント以上、図表内は 8 ポイント以上とするよう務めること。

③ 業務実施体制表【様式 8】

④ 業務委託料算定書【様式 9】

・積算内訳を詳細に記載し、積算の妥当性が分かるように算定根拠資料を必ず添付すること。

⑤ 類似業務実績調書【様式 10】

・本業務と類似した実績があれば示すこと。

ウ 提出部数は 11 部（正 1 部、副 1 部、マスキング 9 部）

※マスキングについては、申請事業者の商号又は名称（略称を含む）、同事業者の所在地、電話番号及び F A X 番号、代表者氏名（副代表や理事長、副理事長など当該事業者の代表者たる立場を有する者の氏名を含む）を黒塗りするなどしてマスキングし、事業者が推定できないようにすること。

※イ 提出書類をフラットファイル（A4 サイズ）に綴って提出すること

※ファイルの表紙及び背表紙に、「都島区魅力フォトコンテスト 2026 開催業務委託公募型プロポーザル提出書類」と記載すること

※正本及び副本のファイルの表紙及び背表紙には、応募事業者名を記入すること

エ 受付期間は令和 8 年 6 月 24 日（水曜日）から令和 8 年 7 月 3 日（金曜日）までの土日祝を除く、午前 9 時～午後 5 時 30 分の間とする。

オ 提出場所「8（2）提出先」まで持参すること。（郵送・F A X・メール等不可）

## 7 選定に関する事項

### (1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

(配点設定)※選定委員会各委員の評価点は100点満点とし、配点は以下のとおり

審査項目	審査内容	配点
①総合力 (20点)	仕様を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されており、実現可能な方法・計画となっているか。	10点
	提案内容に、行政にはない専門性・独創性があるか。	10点
②企画力 (50点)	子どもから大人まで幅広い層が参加しやすいことを踏まえ、多くの区民等からの応募につながる広く有効な周知・PRを行うことが可能な広報計画となっているか。	20点
	応募作品を適切に管理できる提案となっているか。	10点
	審査体制、審査の方法が適切、かつ応募者にとって魅力的な内容となっているか。	15点
	表彰式が実施可能であり、広く区民の興味をひく内容となっているか。	5点
③事業の実施体制 (15点)	提案内容を確実に遂行できる人材を確保した体制となっているか。	15点
④事業実績 (10点)	類似業務に関する専門性、情報の蓄積があるか。	10点
⑤費用対効果 (5点)	効率的で妥当な経費により提案されているか。	5点

## (2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、参加者の名称等が特定できない企画提案書を用いて、外部の学識経験者等有識者により構成される「都島区魅力フォトコンテスト 2026 開催業務委託業者選定委員会」を開催し、プレゼンテーションと質疑応答を実施のうえ、選定委員会からの意見を受けて選定する。

※参加者は、プレゼンテーション時の資料は企画提案書を使用し、口頭にて説明すること。なお、資料の追加・変更等は認めない。また、実際に本事業の統括責任者となる者が原則として出席すること。

イ 選定委員は、選定基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ 選定委員会の日時は、事前に参加者へ連絡する。

エ 審査の結果、評価点が最も高い参加者が複数いる場合は、企画力、総合力、事業の実施体制、事業実績、費用対効果の順に得点が高い方を最優秀提案者とする。

オ 評価点の平均が基準点（平均 60 点）に満たなかった場合は、評価点が最も高い業者であっても、その事業者の提案は採用しないものとする。

カ 審査は非公開とし、審査内容に関する問合せについては、一切回答しない。

キ 評価点が最も高い提案者が辞退した場合は、次点の事業者の提案を採用する。

ク 評価点が最も高い提案者の提出書類等に虚偽があると認められた場合にはその事業者の提案を採用しないことがある。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は決定後速やかに全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

## 8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 申出書類、企画提案書の作成や提出等、当公募型プロポーザルにかかる費用は、申出者及び参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての提出物は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に参加者に無断で使用しない。（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）
- オ 参加申出書、企画提案書等について、提出期限後の提出、差し替え等は認めない。  
（ただし、発注者が補正等を求める場合を除く。）
- カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- キ 本委託業務の履行にあたっては、仕様内容を遵守し、提案内容については発注者と調整した上で、誠実に履行すること。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒534-8501 大阪市都島区中野町 2 丁目 16 番 20 号

都島区役所総務課（政策企画）

TEL：06-6882-9683 FAX：06-6882-9787

メール：tb0010@city.osaka.lg.jp